

第 1 回 築地場外市場荷捌きルール検討部会

荷捌きルールの検討

<目 次>

1. 築地場外市場の現況と課題	1
2. 現況と課題を踏まえた今後の検討方針	5
3. 荷捌きルールの検討範囲と課題及び事例紹介	6
4. 道路空間を活用した路上荷捌きの整序化の事例紹介	9
5. 荷捌き駐車施設等の確保方策	10
6. 検討体制	11

令和 7 年 11 月 27 日

荷捌きルールの検討

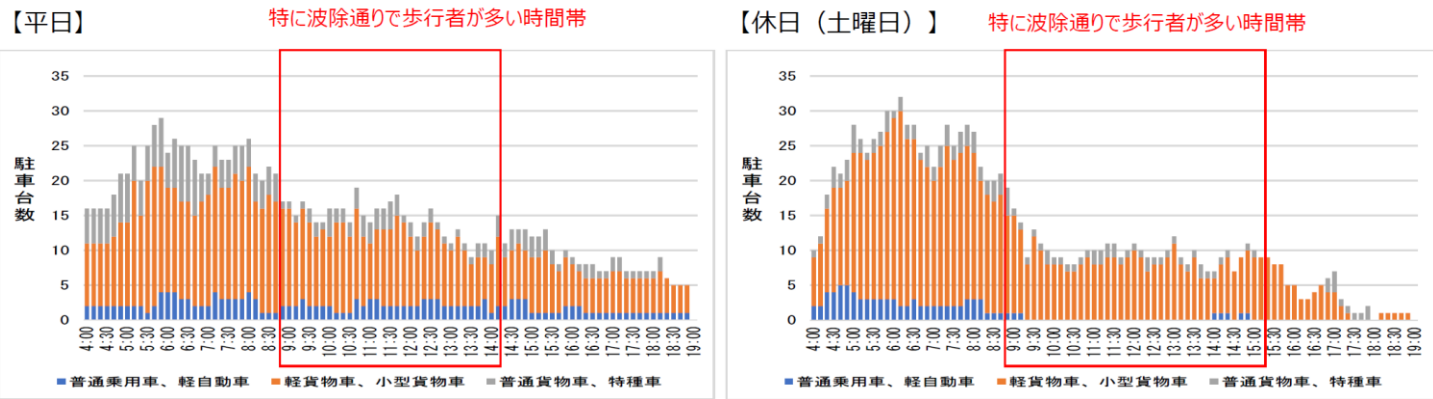
本資料では、荷捌きルールの検討にあたって整理が必要な築地場外市場の現況と課題、その現況と課題を踏まえた今後の検討方針や検討体制を整理した。なお、場外市場の現況と課題は、令和5・6年度に行った実態調査結果等をもとに整理した。

1. 築地場外市場の現況と課題

(1) 場外市場の交通状況と課題

- 波除通り等の場外市場の道路では、各店舗の荷捌き車両等の路上駐車が常態化しており、日中の歩行者が多い時間帯（平日は9～14時、休日(土曜日)は9～15時）では、路上の荷捌き車両や通行車両と歩行者との交錯がみられる。
- 波除通りの一方通行部分において、ターレやバイク等の逆走があり危険である。
- インバウンドの観光客をはじめとして歩行者の交通量が多く、日中の歩行者が多い時間帯では、歩道だけでなく車道まで広がって通行している。

【荷物の積卸しを伴う車両の時間帯別駐車台数（波除通り）】



※実態調査は、平日休日と区分をしているものの、月曜日と土曜日に行っており、いずれも市場が開場している日に実施



日中の歩行者が多い時間帯において、路上の荷捌き車両や通行車両と歩行者との交錯がみられる。

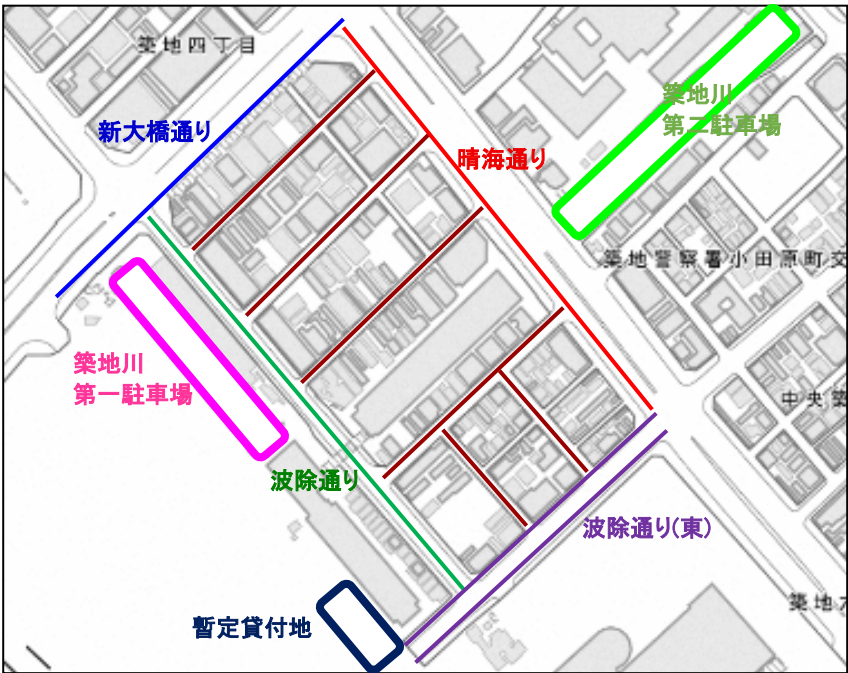
波除通りにおける車両と歩行者の交錯の状況（平日 10：30）

出典：令和6年度第2回築地地区駐車場整備計画検討委員会資料（令和6年12月、中央区）

(2) ピーク時間帯における荷物の積卸しを伴う車両の駐車台数と課題

- 場外市場及び周辺における荷物の積卸しを伴う車両の駐車台数は、休日(土曜日)の8時頃がピークとなっている。
- ピーク時間帯（休日(土曜日)の8:00）における荷物の積卸しを伴う車両の駐車台数をみると、軽貨物車・小型貨物車が全体の7割以上を占めており、場所別では路上が全体の7割以上を占めている。

【ピーク時間帯における荷物の積卸しを伴う車両の駐車台数（場所別・休日(土曜日)・8:00）】



駐車場所		駐車台数（台）			
		普通乗用車、 軽自動車	軽貨物車、 小型貨物車	普通貨物車、 特種車	合計
路外 駐車場等	築地川第一駐車場（1階）	2	6	6	14
	築地川第一駐車場（屋外）	0	2	0	2
	築地川第二駐車場	0	1	0	1
	暫定貸付地	0	0	0	0
	路外駐車場等計	2	9	6	17
路上	晴海通り	2	9	4	15
	新大橋通り	0	5	1	6
	波除通り	3	21	3	27
	波除通り(東)	0	11	0	11
	その他場外市場の道路	0	0	0	0
	路上計	5	46	8	59
合計		7	55	14	76

・場外市場及び周辺のピーク時間帯においては、路外駐車場等と路上を合わせると、合計 76 台（普通乗用車・軽自動車 7 台、軽貨物車・小型貨物車 55 台、普通貨物車・特種車 14 台）の荷物の積卸しを伴う駐車が発生しており、軽貨物車・小型貨物車の割合が 7 割以上を占めている。

・また、場所別にみると、路外駐車場等が計 17 台、路上が計 59 台となっており、路上の駐車台数が 7 割以上を占めている。

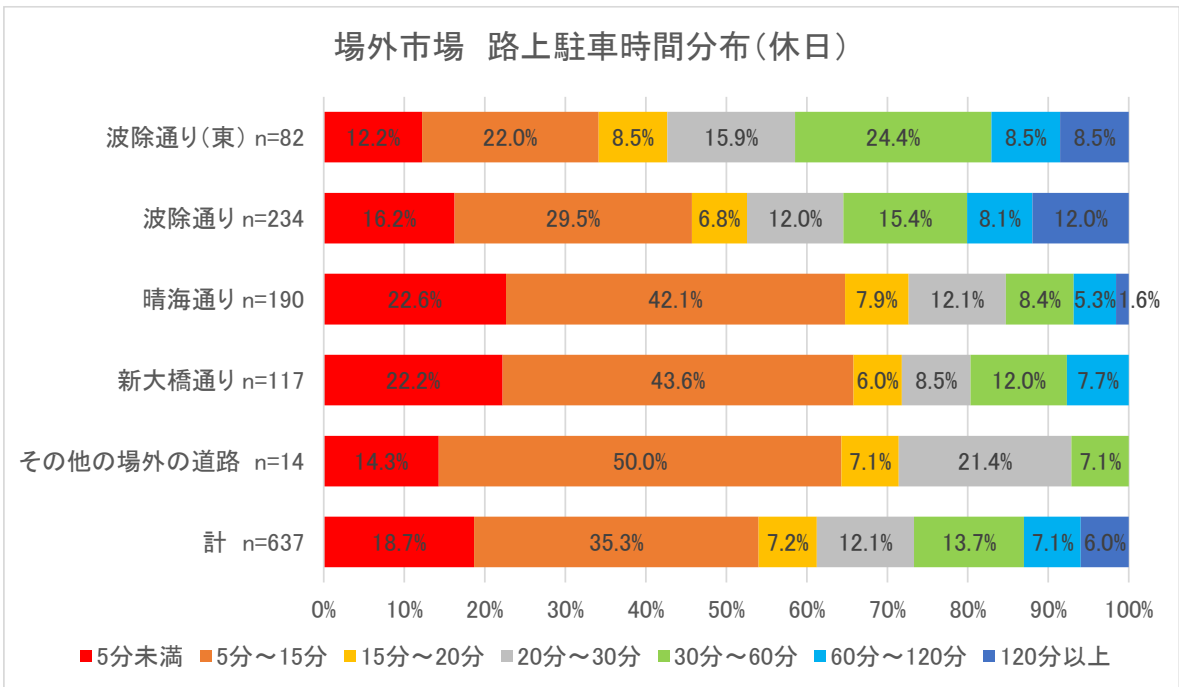
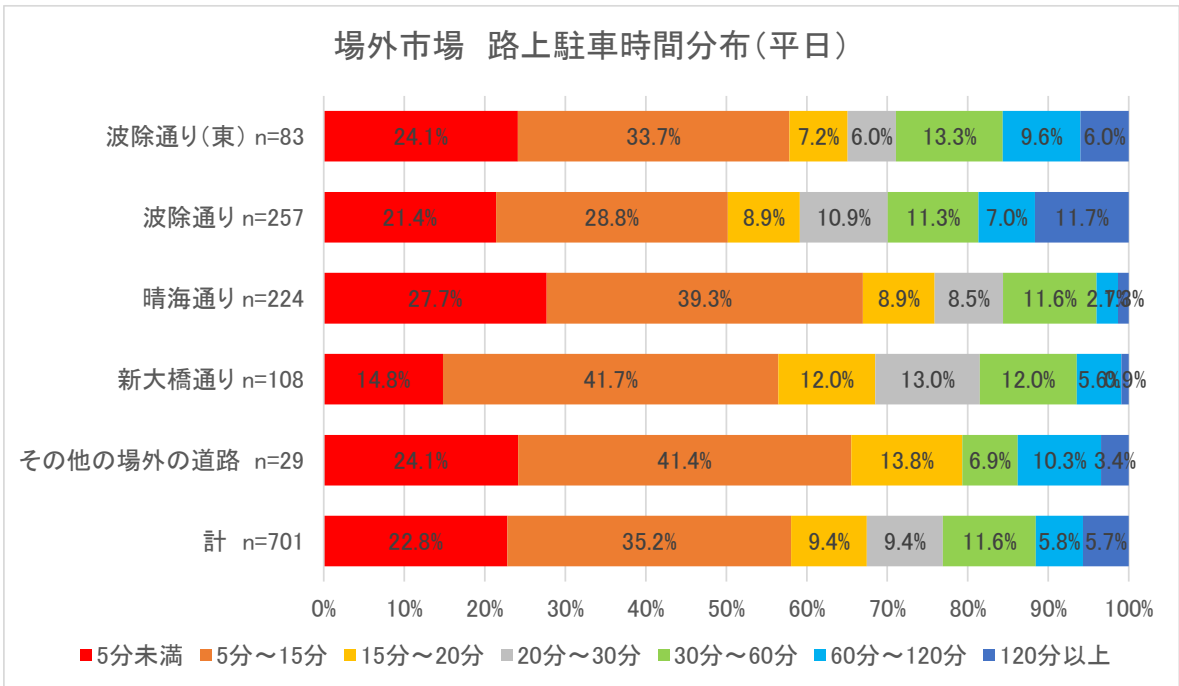
※毎時 00,10,20,30,40,50 分の荷物の積卸しを伴う駐車車両の駐車台数を集計

出典：令和6年度第2回築地地区駐車場整備計画検討委員会資料（令和6年12月、中央区）を基に作成

(3) 場外市場における路上荷捌き車両の駐車時間

- 場外市場における路上荷捌き車両の駐車時間は、6 割以上が「20 分未満」となっている。
- 「波除通り」、「波除通り（東）」では、平日は 6 割程度、休日(土曜日)は 4～5 割程度が「20 分未満」である一方、1 時間以上の路上駐車が 2 割弱、うち 2 時間以上の路上駐車が 1 割程度となっている。

【場外市場における路上荷捌き車両の駐車時間分布】

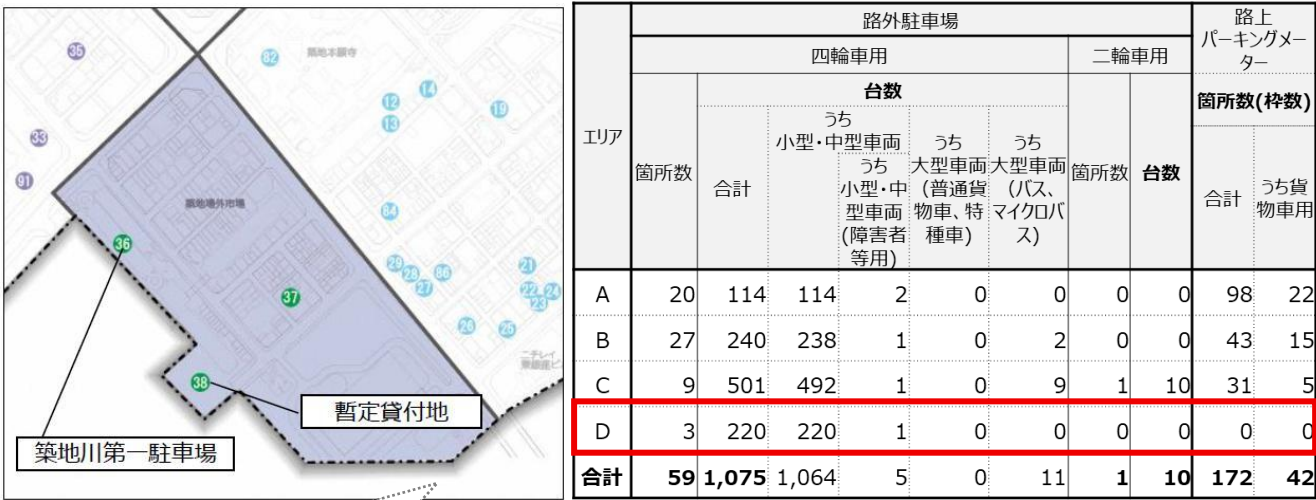


出典：築地地区駐車実態調査結果（令和 5 年 11 月）を集計

(4) インフラの整備状況と課題

- 場外市場は、小規模な建物が密集して立地していることから、駐車場や荷捌き場等の自動車交通に関わるインフラの整備箇所が限られており、特に店舗等の旺盛な商業活動に必要な荷捌きについては、主に店舗等の目の前の道路にて行われている。

【築地地区の路外駐車場等の箇所数と設置台数】



※令和 5 年 9 月時点の路外駐車場の立地状況、パーキング・メーターの設置状況

駐車場や荷捌き場といった自動車交通に関わるインフラの整備箇所が限られている

出典：令和 6 年度第 2 回築地地区駐車場整備計画検討委員会資料（令和 6 年 12 月、中央区）を基に作成

【荷卸し、積み込みの場所（複数回答）】

【搬入】

	回答数	回答率
契約している駐車場	8	10.0%
店舗等の目の前の道路	50	62.5%
その他の道路	18	22.5%
築地川第一駐車場	6	7.5%
その他の駐車場	3	3.8%
回答者	80	

【搬出】

	回答数	回答率
契約している駐車場	10	14.7%
店舗等の目の前の道路	40	58.8%
その他の道路	10	14.7%
築地川第一駐車場	8	11.8%
その他の駐車場	5	7.4%
回答者	68	

※「その他の道路」とは店舗等の目の前の道路以外の道路のこと。「その他の駐車場」とは契約している駐車場、築地川第一駐車場以外の駐車場のこと
※複数回答のため、回答数の合計と回答者数が一致しない

出典：令和 6 年度第 2 回築地地区駐車場整備計画検討委員会資料（令和 6 年 12 月、中央区）を基に作成

(5) 場外市場のまちづくりの動向と課題

- 場外市場で活動する配送事業者が利用している区有施設（築地川第一駐車場及びまちづくり支援施設A棟）の再編や暫定貸付地の返還が予定されており、再編時や返還後の荷捌き機能の確保が課題となっている。
- 『中央区築地まちづくりの考え方（令和3年10月）』における築地場外市場の将来像として、「築地場外市場の活気とにぎわいの継承と発展」が掲げられており、場外市場が培ってきた活気とにぎわいを継承・発展させるためには、場外市場の店舗が営業するための荷捌き機能の継続的な確保が必要となっている。

【区有施設等の再編】

- 荷捌き需要を担う区有施設（荷捌き場2台、乗用車用231台）
⇒区有施設として店舗・事務所及び駐車場を設置（平成5年竣工）
⇒荷さばき場は、都内、周辺県への配達機能のためのスペースとして利用
⇒老朽化による建て替えの必要性があり、今後再編予定（時期は未定）。再編時は代替となる荷捌き施設の確保が必要

- 多くの人でにぎわう築地場外市場（波除通り）
⇒路上の荷捌き等による歩行者と車両の交錯（歩行の安全性・快適性が低下）
⇒安全で快適な歩行環境が必要

区有施設
まちづくり支援施設A棟
(店舗・事務所)

区有施設
築地川第一駐車場



※暫定貸付地の一時
移設箇所（令和8年
2月下旬以降に使用
開始予定）

- 荷捌き需要を担う暫定貸付地（荷捌き場2台、乗用車用39台）
⇒荷捌き場は場外市場・豊洲市場間のピストン輸送に利用
⇒暫定貸付地は令和8年2月下旬以降に晴海通り沿いに移転予定
⇒跡地開発の区域内にあり返還予定（時期は未定）。返還後は代替となる荷捌き施設の確保が必要

(6) 築地市場跡地の開発の動向と課題

- 場外市場に隣接する築地市場跡地の開発では、5 万人収容の大規模集客・交流施設（マルチスタジアム）等を含む 9 棟の整備が想定されている。
- 跡地開発エリアと場外市場間は、にぎわいと交流の促進に向けて、回遊性や連続性を考慮した歩行者空間の整備が進められると想定される。そのため、跡地開発に伴い、今後、場外市場への来街者はさらに増加することが予想される。

【整備方針】

- ・ 東京の新たな顔となるシンボリックな景観デザイン、多様な活動・にぎわいを創出する水辺のオープンスペース・緑化・舟運の活用により、「水都東京の再生」を推進
- ・ 世界中から多様な人々が集い、多彩な文化・芸術・スポーツイベントにより人々を惹きつけ、交流や感動を届ける大規模集客・交流機能、迎賓・ホスピタリティ機能、築地場外市場と連携した日本の食文化を継承・発展させる機能、周辺医療と連携し、イノベーションを創出する機能など、「国際競争力の強化」に資するまちづくりを推進

出典：築地地区まちづくり事業基本計画（令和 7 年 8 月、築地まちづくり株式会社）

【整備計画】

○主要建物 マルチスタジアムを含む 9 棟

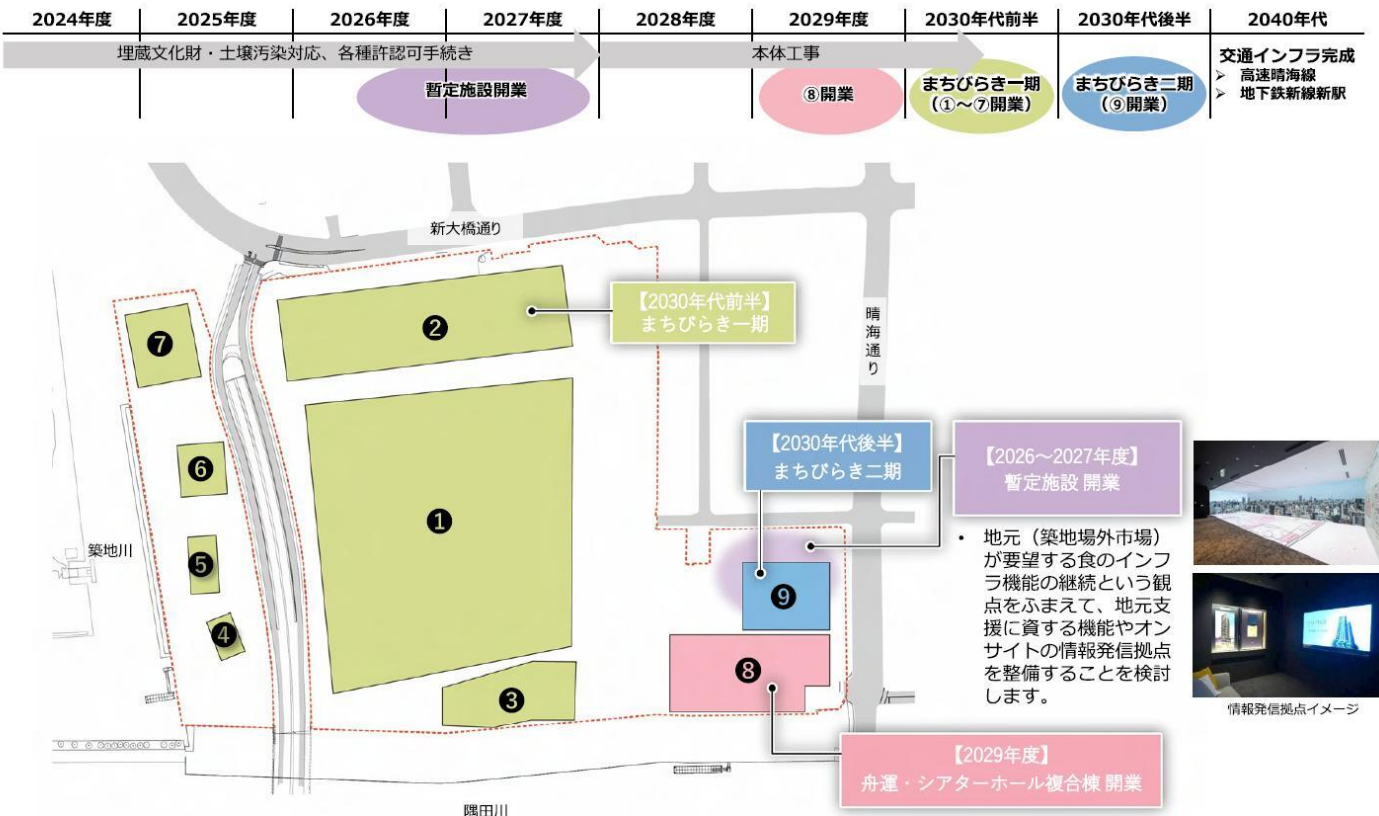
活用都有地 面積	約 19 万㎡
土地所有者	東京都
権利形態・ 期間	一般定期借地権・ 70 年＋建設期 間等
地域地区	商業地域
指定容積率	約 503%



	① 大規模集客・ 交流施設	② ライフサイエンス・ 商業複合棟	③ MICE・ホテル・ レジデンス棟	④・⑤ ホテル棟	⑥ レジデンス棟	⑦ オフィス・ レジデンス棟	⑧ 舟運・シアター ホール複合棟	⑨ オフィス棟	ABC
主要用途/ 機能	スタジアム、 店舗等	ラボ&オフィス、 インキュベーション 施設、店舗等	ホテル、MICE施 設、住宅、店舗 等	ホテル、 店舗等	住宅、店舗等	オフィス、 住宅、店舗等	ホール、店舗 (フードホール等)、 フードラボ等	オフィス、 店舗等	水辺やまち に面する広 場や緑地空 間等
延床面積	約17.9万㎡	約40万㎡	約14.6万㎡	約5.7万㎡	約9.0万㎡	約12.6万㎡	約3.2万㎡	約23.1万㎡	—
最高高さ	約40~110m	約190m	約210m	約150m	約180m	約190m	約50m	約210m	

出典：築地地区まちづくり事業基本計画（令和 7 年 8 月、築地まちづくり株式会社）

【跡地開発のスケジュール】



出典：築地地区まちづくり事業基本計画（令和 7 年 8 月、築地まちづくり株式会社）

2. 現況と課題を踏まえた今後の検討方針

現況と課題を踏まえ、荷捌きルール導入の趣旨及び今後の方針を以下に整理した。

【現状と課題】

- これまで場外市場が培ってきた活気とにぎわいを継承・発展させるために、また、『TSUKIJI』ブランドの価値をより高めていく観点からも、場外市場で活動する配送事業者が利用している区有施設の再編時や暫定貸付地の返還後に、代替となる荷捌き施設の確保が必要になる。
- 場外市場では一部の道路で路上駐車が常態化し、路上荷捌き等による車両と歩行者との交錯が生じており、まちの景観や歩行者の安全性・快適性の低下がみられる。
- また、市場跡地開発に伴って整備される大規模集客・交流施設や国際的なビジネス拠点などへの来訪者が隣接する場外市場を訪れることが見込まれることから、場外市場の安全で快適な歩行環境の創出が重要になると考えられる。



【今後の発展に向けて】

- 今後、『築地場外市場の活気とにぎわいの継承と発展』に向けて、まちの魅力を維持・向上していくため、上記の課題について改善を図るとともに「場外市場に必要な物流機能の確保」と「安全で快適な歩行者空間の創出」との両立を図っていく必要がある。
- そのためには、単に荷捌き駐車場等の台数を確保するだけでなく、その荷捌き駐車場等を有効に使い、また路上において荷捌き車両と歩行者ができるだけ安全かつ快適に共存していくための、荷主や配送事業者など荷捌きに関係する方々の共通認識となる『荷捌きルール』について考えていくことが必要となる。



【現況と課題を踏まえた今後の検討方針】

- 場外市場が培ってきた活気とにぎわいを継承・発展させ、誰もが楽しく安全に歩けるまちの実現に向けて、荷物の積卸し場所、時間帯や運搬方法などを定めた場外市場における荷捌きルールの検討を行う。
- 波除通り等の場外市場の道路では、路上の荷捌き車両や通行車両と歩行者の交錯がみられ、今後予定されている跡地開発によりさらに来街者の増加が見込まれることから、場外市場における路上交通の整序化方策を検討する。
- 区有施設（築地川第一駐車場及びまちづくり支援施設A棟）の再編や暫定貸付地の返還が予定されていることを踏まえ、場外市場における路外・路上での荷捌き駐車施設等の確保方策を検討する。

3. 荷捌きルールの検討範囲と課題及び事例紹介

(1) 荷捌きルールの検討範囲と課題

荷捌きルールの検討範囲と検討にあたっての課題を以下に整理した。

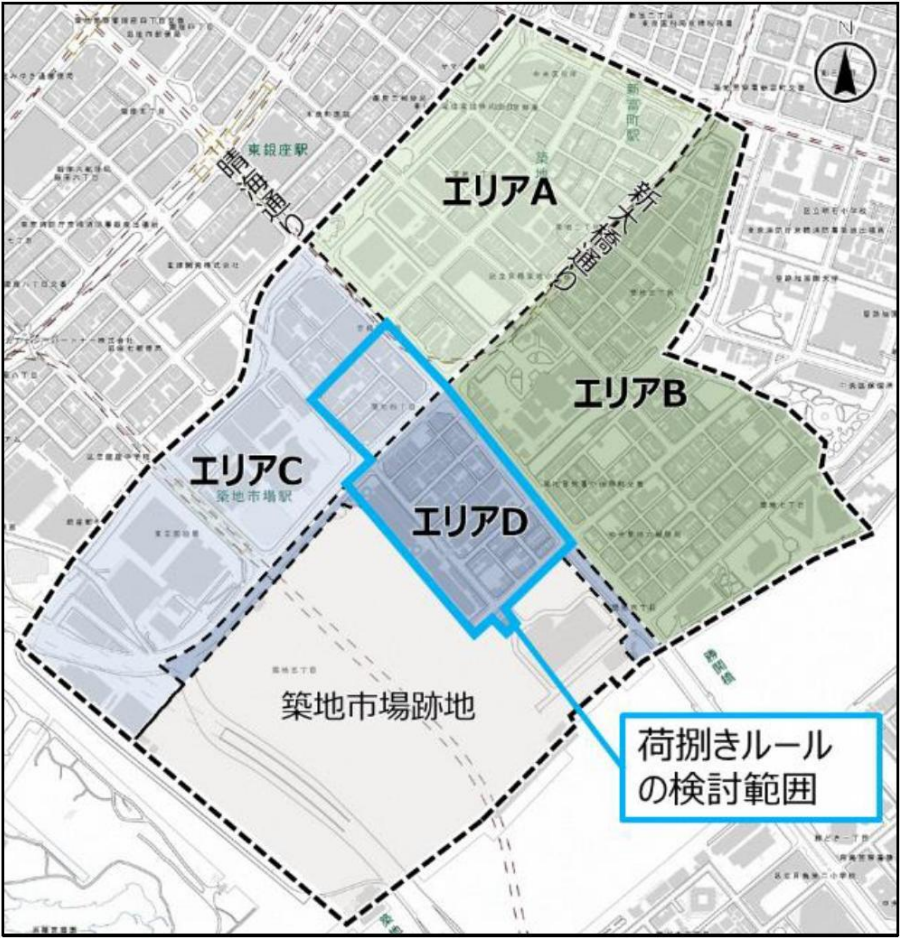
【荷捌きルール検討範囲】

○荷捌きルールの検討範囲は、駐車場整備計画において「エリア D（場外市場を含むエリア）および新大橋通り北側の一部のエリア」（下図の青枠の範囲）と示されている。

【検討にあたっての主な課題】

○駐車場整備計画に定める下図の範囲で検討を進めていくが、幹線道路（新大橋通り）の北側と南側でまちの状況が異なるので、南北でルールの内容を分ける、またはエリアを絞り込む等の検討が必要である。

【駐車場整備計画で示されている荷捌きルールの検討範囲】



(2) 荷捌きルール※の事例紹介

他地区で定められている荷捌きルールの事例を以下に整理した。

※荷捌きルールとは

安全で快適な歩行者空間の創出と物流との両立を目的に、物流にかかわる多様な主体が相互に連携・協力し、現状と目標とする交通環境とのギャップを埋めていくために必要な荷さばきに関するルールを定めるものです。

出典：南北区道周辺荷さばきルール（令和2年9月、南北区道周辺荷さばきルール策定協議会）

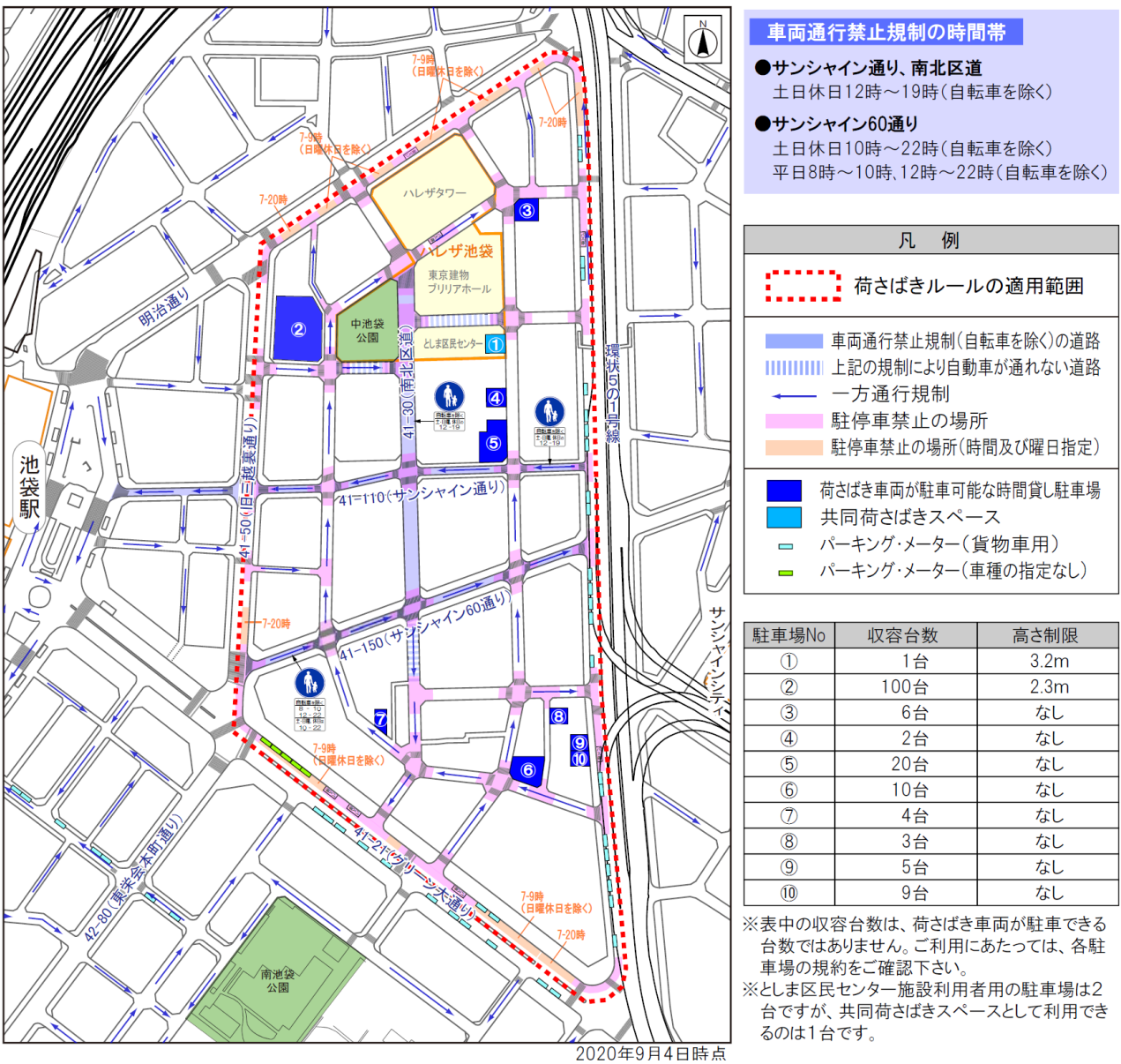
＜他地区で定められている荷捌きルールの事例＞

	①南北区道周辺荷さばきルール（豊島区：池袋駅東口）	②きっちり・すっきり・吉祥寺荷さばきガイドライン（武蔵野市：吉祥寺駅周辺）	③元町地区・共同配送事業（横浜市元町地区）
概要	池袋駅東口の南北区道周辺において、安全で快適な歩行者空間を創出することを目的として、南北区道周辺の荷さばきに関わる多様な主体が参画して、南北区道及びその周辺の交通規制とあわせて荷さばきの時間帯・曜日や荷さばき時の駐車場所等に関する荷さばきルールを策定	吉祥寺駅北口の商店街エリアにおいて、安心して居心地良く買物が楽しめる環境整備のため、荷さばき対策の目的や取り組み内容等を分かりやすく広報・PRするために荷さばきの基本方針や各プレイヤーの取り組み目標を定めた「荷さばきガイドライン」を作成。合わせて、共同集配送等の取り組みを実施	横浜市元町地区において、路上荷さばき駐車により低下した元町商店街のイメージの改善や排気ガス等の環境面への取り組みとして、共同配送事業を導入。商店街から約500mの配送センターに集められた貨物が、専用の車両に積み替えられて、地区外周道路の共同集配車両専用荷さばき施設に駐車し、台車を用いて各店舗に配送
策定年月	令和2年9月	平成24年4月	平成16年6月
運営状況	継続実施中	継続実施中	継続実施中
運営主体	南北区道周辺荷さばきルール運用協議会（事務局：豊島区都市計画課） ※同協議会は、学識経験者、地元関係者（町会・商店会）、貨物運送事業者、商業事業者、駐車場事業者、行政機関（警視庁、豊島区）で構成	作成当時：吉祥寺方式物流対策委員会 ※同物流対策協議会は、学識経験者、商店街・企業、交通事業者、行政機関（警視庁、武蔵野市）で構成 現在：吉祥寺方式物流対策協議会（吉祥寺活性化協議会内） ※同物流対策協議会は、商工会議所及び地元商店会・企業・団体で構成	協同組合元町SS（ショッピングストリート）会 ※地元商店街の自主組織
費用負担の事例	取り組みの一部に地域ルールにおける地域貢献協力金を活用（共同荷さばき駐車スペースの整備、荷さばきルール運用協議会の実施する啓発活動等）	共同集配送は、宅配業者から共同配送事業者（コラボデリバリー）へ荷物1個当たりの手数料を支払うことで運営	宅配便のラストワンマイルの送料及び元町SS会の支援金等をもとに運営。集配送センターは地元企業（藤木興業(株)）、共同集配車両専用荷さばき施設は横浜市が設置

①南北区道周辺荷さばきルール（豊島区：池袋駅東口）

- 池袋駅東口側の南北区道やその周辺道路において、荷さばき車両等の路上駐車の状態化による歩行者との交錯の危険性を解消し、安全で快適な歩行者空間を創出することを目的として、南北区道周辺の荷さばきに関わる多様な主体が参画した「南北区道周辺荷さばきルール策定協議会」において、令和2年9月に「南北区道周辺荷さばきルール」を策定している。
- 同荷さばきルールでは、南北区道及びその周辺の交通規制とあわせて荷さばきの時間帯・曜日や荷さばき時の駐車場所等に関するルールを定め、当該地区で荷さばきを行う配送事業者や荷主に向けて周知を図っている。

＜南北区道周辺荷さばきルールの適用範囲と関連する取り組み＞



出典：南北区道周辺荷さばきルール概要版（令和2年9月、南北区道周辺荷さばきルール策定協議会）

＜南北区道周辺荷さばきルールの主な内容＞

- ルール1：荷さばきの時間帯・曜日等の見直し
 - ―土曜日・日曜日・休日の12時～19時以外の時間帯で荷さばきを実施
- ルール2：荷さばき時の駐車場所等の見直し
 - ―荷さばき時の駐車場所に関するルール（安全な場所での荷さばき実施等）
 - 駐車場所の優先順位：①時間貸し駐車場や共同荷さばきスペース等の路外駐車場
 - ②パーキング・メーター
 - ―民間の駐車場を利用する際のルール（各駐車場管理規程等の遵守）
 - ―共同荷さばきスペースを利用する際のルール（共同荷さばきスペースの適切な利用）

＜南北区道周辺荷さばきルールの内容＞

1 荷さばきルール

ルール1 荷さばきの時間帯・曜日

ルール1-① 荷さばきの時間帯や曜日に関するルール

●運送事業者側のルール

- 土曜日・日曜日・休日の12時～19時以外の時間帯（荷さばき推奨時間帯）で荷さばきを実施しよう。

●平日 終日 0時～24時 荷さばき推奨時間帯

●土曜日・日曜日・休日 朝 0時～12時 荷さばき推奨時間帯 昼間 12時～19時 荷さばきを避ける時間帯 夜間 19時～24時 荷さばき推奨時間帯

●歩行者が多い時間帯

●車両通行禁止規制の道路では、車両通行禁止の時間帯に車両で進入して荷さばきはできません。
※車両通行禁止規制の道路と規制の区間は、裏面の地図をご参照ください。

●荷主側のルール

- 荷受けの時間帯を指定し、荷さばき推奨時間帯での荷さばきを推進しよう。
- 配送日は、できる限り歩行者が少ない平日に設定しよう。

ルール1-② 荷さばきの所要時間に関するルール

●運送事業者側のルール

- できる限り短時間で荷さばきに努めよう。

●荷主側のルール

- 短時間で荷さばきが終わるように、商品の受領に協力しよう。
- 配送者に商品の陳列や整理などの荷さばき以外の作業を行わせないようにしよう。
- 可能なものはなるべくまとめて注文し、集配送の回数を減らしよう。

ルール2 荷さばき時の駐車場所

ルール2-① 荷さばき時の駐車場所に関するルール

●運送事業者側のルール

- 駐停車禁止の場所では駐車および停車はできません。（※駐停車禁止の場所は、裏面の地図をご参照ください）
- 歩行者やまわりの活動に支障を与える場所での荷さばきを行わないようにしましょう。
- 安全に荷さばきができる場所（時間貸し駐車場、共同荷さばきスペース、パーキング・メーター等）で荷さばきを行いましょ。 （※共同荷さばきスペースの利用ルールは、**ルール2-③**）をご参照ください）
- 待ち時には歩行者に注意し、安全な荷さばきに努めよう。

＜推奨する駐車場所の優先順位＞

- ① 時間貸し駐車場や共同荷さばきスペースなどの路外駐車場
- ② パーキング・メーター

●荷主側のルール

- 運送事業者やドライバーに適切な場所で荷さばきを行うよう働きかけを行いましょ。

ルール2-② 民間の駐車場を利用する際のルール

- 各駐車場の駐車管理規程等のルールを遵守して適切に利用しよう。

ルール2-③ 共同荷さばきスペースを利用する際のルール

- 荷さばき車両が利用できる「共同荷さばきスペース」を設置しています。（現在設置されている共同荷さばきスペースは「としま区民センター」の1箇所 ※場所は、裏面の地図をご参照ください）
- 利用の際は、利用ルールを遵守して適切に利用しよう。

※ご利用には、事前の申請が必要です。ご利用にあたっての手続き等については、ホームページ等をご確認ください。

共同荷さばきスペース駐車許可証（例） としま区民センター共同荷さばきスペース 共同荷さばきスペース看板

出典：南北区道周辺荷さばきルール概要版
（令和2年9月、南北区道周辺荷さばきルール策定協議会）

②きっちり・すっきり・吉祥寺 荷さばきガイドライン（武蔵野市：吉祥寺駅周辺）

- 吉祥寺駅北口の商店街エリアにおいて、荷さばき車両の通行や路上荷さばき作業による回遊性の阻害を解消し、安心して居心地良く買い物を楽しめる環境を整備するため、平成 24 年 4 月に『きっちり・すっきり・吉祥寺 荷さばきガイドライン』（吉祥寺方式物流対策委員会）を作成している。
- 同ガイドラインでは、同地区での荷さばきの基本方針や各プレイヤーの取り組み目標を定め、周知するとともに、地元商店街、運送事業者、駐車場事業者等の協力により、共同集配送等の取り組みを実施している。

＜吉祥寺における荷さばきに関する取り組みイメージ＞



＜共同集配送の様子および事業対象エリア＞



共同集配送センターに集約された荷物は、対象地域内ではロールボックス等を用いて人力で配達

出典：吉祥寺方式共同集配送事業チラシ（令和 6 年 2 月、武蔵野市ホームページ）

③元町地区・共同配送事業（横浜市元町地区）

- 横浜市元町地区において、路上荷さばき駐車により低下した元町商店街のイメージの改善や排気ガス等の環境面への取り組みとして、平成 16 年より共同配送事業を導入している。
- 商店街から約 500mに位置する配送センターに集められた貨物が、専用の車両に積み替えられて、地区外周道路の共同集配車両専用荷さばき施設に駐車し、台車を用いて各店舗に配送される。（地区内の道路に車両を入れない形で配送）
- 明文化されたルールはないが、運営主体（元町ショッピングストリート会）から、地元の各商店に対して上記の取り組みや路上荷さばきの抑制の周知が行われている。

＜元町地区における共同配送のイメージ＞

区分	実施前	実施後
乗り入れ配送会社	17社（協力運送会社）	1社（共同配送会社）
延べ乗り入れ台数	40台×30日	20台×30日
配送車両種	ディーゼル車等トラック	CNGトラック
共同配送参加店舗数	—	ほぼ全店舗
共同配送除外品	—	メーカー直接配送品 高価品等

出典：元町地区 共同配送の取り組み（元町ショッピングストリートホームページ、令和 7 年 9 月時点）

4. 道路空間を活用した路上荷捌きの整序化の事例紹介

道路空間を活用した路上荷捌きの整序化の事例を以下に整理した。

①貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し（警視庁：都内各地）

- 警視庁は、駐車禁止区間の路上において貨物車の集配スペースを確保するため、駐車規制の見直しを進めている。
- 駐車可の標識の下に「貨物集配中の貨物車に限る」と記載のある場所においては、駐車禁止区間内であっても集配中の貨物車に限り、区画内に駐車して荷捌きを行うことができる。（最大 20 分間）
- 令和 6 年度末時点で、都内各地の約 180 箇所で適用されている。



出典：貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
（警視庁ホームページ、令和 7 年 9 月時点）

中央区内の事例（日本橋蛸殻町 1-11）

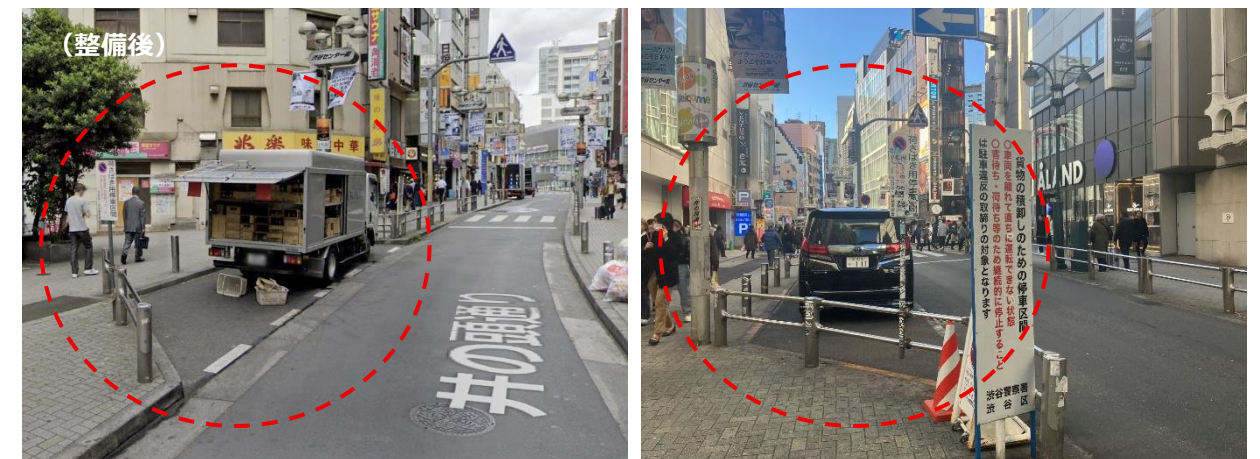
②駐車禁止区間における貨物車の規制適用除外（警視庁：中央区築地新大橋通り（ほか）

- 都内の一部箇所では、駐車禁止規制区間において、指定時間内に貨物集配を行う貨物車を当該規制の対象から除外している。このような区間では、貨物集配中の貨物車であれば、指定時間内においては路上に駐車し、荷捌きや集配送を行うことができる。
- ①の事例は、駐車禁止区間内の特定の場所に「駐車可」の標識を設置するのに対し、本事例の場合は、指定区間内かつ指定時間内であればどこでも貨物車を駐車させて荷捌き等を行うことが可能である。
- 築地場外市場前の新大橋通りの区間にも適用されている。



③駐車しにくい道路構造への再構築および荷捌き用停車区画の整備（渋谷区：公園通り、井の頭通り）

- 渋谷駅周辺の公園通り・井の頭通りでは、違法路上駐車や歩行者空間の不足により、車道にあふれ出た歩行者と自動車との交錯が課題となっていた。
- そのため、渋谷区は両通りの一部区間の車道幅員を削減して違法駐車しにくい構造に改築し、歩道を拡幅して歩行者が沿道を快適に歩ける環境を整備するとともに、改築区間の複数個所に切り欠きスペースを設け、荷捌き用停車区画を整備した。



整備前（平成 13 年頃）、整備後（令和元年頃）

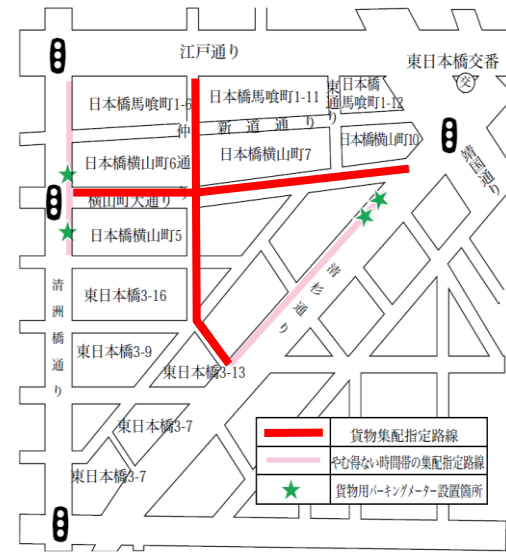
④トラックタイム・プラン（パーキング・メーターのデュアルユース）（中央区：日本橋横山町）

- 日本橋横山町の繊維問屋街では、仕入れ客の自家用車等の違法駐車を解消するための駐車対策のひとつとして、パーキング・メーターの利用可能時間をトラック専用時間帯と乗用車専用時間帯に区分する「トラックタイム・プラン（デュアルユースシステム）」を導入した。
- 導入により、トラック・乗用車ともに指定時間帯への移行がみられたほか、貨物車専用駐車場の整備等も行った結果、路外駐車場の回転率向上等もみられた。

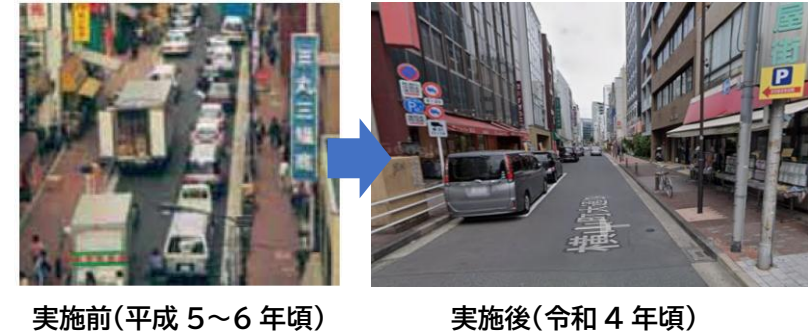
<トラックタイム・プランの概要>

7：00～10：00 【貨物集配車の時間帯】	10：00～16：30 【乗用車等の時間帯】	16：30～19：00 【貨物集配車の時間帯】
・貨物集配車の駐車禁止を解除 （その他の車両は駐車禁止） 	・乗用車等はパーキング・メーターを利用して駐車が可能（貨物車（最大積載量 3t 以上）は 11 時～16 時で進入禁止） 	・貨物集配車の駐車禁止を解除 （その他の車両は駐車禁止） 

<位置図>



<実施前と実施後の状況>



5. 荷捌き駐車施設等の確保方策

荷捌きルールの検討とあわせて、区有施設（築地川第一駐車場及びまちづくり支援施設A棟）の再編時および暫定貸付地の返還後の、路外及び路上における荷捌き駐車施設等の確保方策を検討する必要がある。

項目	内容	内容のイメージ
荷捌き駐車施設等の確保方策	駐車場整備計画に示される整備目標量および現状の荷捌き実態を踏まえ、路外（i.区有施設の再編により整備する荷捌き用駐車場、ii.市場跡地開発等）および路上（iii.道路空間の活用により確保する荷捌き用駐車区画）における台数と場所についての検討が必要である。	下図参照

【荷捌き用駐車場および荷捌き用駐車スペースの確保を検討する場所のイメージ】

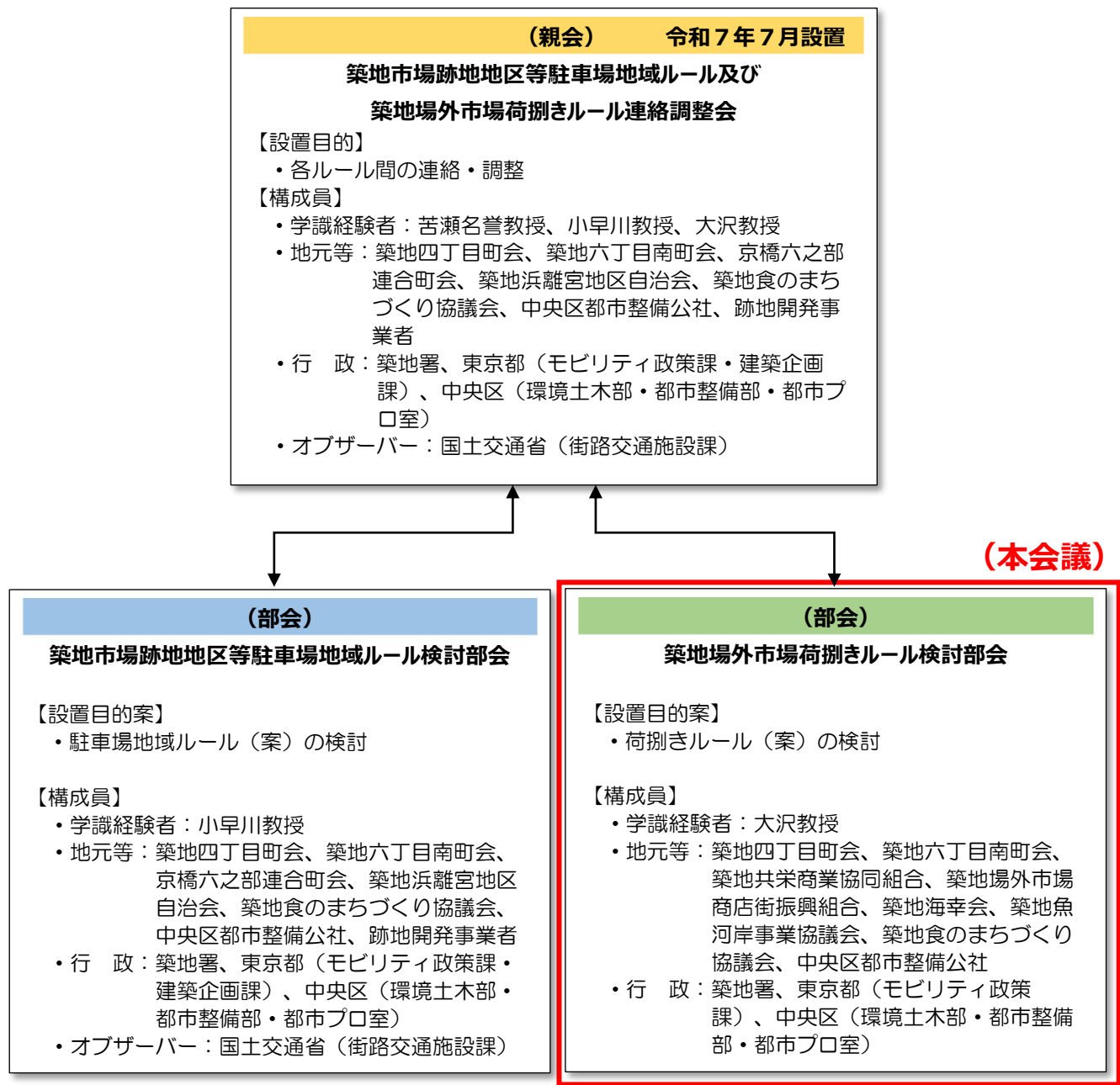


6. 検討体制

荷捌きルールの検討体制を以下に整理した。

- 『**築地場外市場荷捌きルール検討部会**』（**本会議**）を設置し、場外市場における荷捌きルールや荷捌き駐車施設等の確保方策など、**荷捌きに関する具体的な取組の検討**を行う。検討に当たっては、**地元団体との意見交換を適宜行い、頂いた意見を踏まえて、本会議で議論**を行う。
- また、築地地区では、本会議で検討を行う**荷捌きルールのほか、駐車場地域ルール**の検討を『**築地市場跡地地区等駐車場地域ルール検討部会**』（別部会）で行う予定である。双方のルールを効果的に実施するためには、取組内容の調整を図る必要もあると想定されることから、『**築地市場跡地地区等駐車場地域ルール及び築地場外市場荷捌きルール連絡調整会**』（親会）を設置しており、各ルール間の調整及び地区全体での取組を議論する構成とする。

【地域ルールおよび荷捌きルールの検討体制】



【荷捌きルールにおける地元団体との意見交換の進め方イメージ】

◆区と地元団体との意見交換

- 築地食のまちづくり協議会
- 築地共栄商業協同組合
- 築地場外市場商店街振興組合
- 築地海幸会
- 築地魚河岸事業協議会
- 中央区

食まち理事会や各団体の会合の機会を捉えた意見交換

◆荷捌きルール検討部会

意見交換を踏まえて、部会で議論

- 上記の各地元団体の代表者
- 日本大学 大沢教授（学識経験者）
- 築地四丁目町会
- 築地六丁目南町会
- 中央区都市整備公社
- 築地警察署
- 東京都
- 中央区

第1回 11/27（木）15:30～
於：銀座ブロッサム

第2回～ 各団体との意見交換の
状況を踏まえて開催

（区と地元団体との意見交換）
築地食のまちづくり協議会（食まち）理事会や各団体の会合の機会を捉えた意見交換

※上図参照

参考：駐車場地域ルールと荷捌きルールの検討対象区分
駐車場地域ルール及び荷捌きルールの検討対象となる車種と駐車場所を、築地地区駐車場整備計画に示されている「駐車場供給量、駐車需要量の比較を行う際の考え方と区分」に基づき、以下のとおり整理した。

【駐車場地域ルールと荷捌きルールの検討対象区分】				
車種	駐車場所	備考	検討対象	
			駐車場 地域ルール	荷捌き ルール
普通乗用車、軽自動車 (車頭番号 3, 5, 7)	乗用車用 駐車施設	恒常的な業務用荷物の 積卸し無の場合 (障害者用駐車施設 も含む)	○	-
	荷捌き用 駐車施設	恒常的な業務用荷物の 積卸し有の場合	○	○
タクシー・ハイヤー(営業用) (車頭番号 3, 5, 7)	乗用車用 駐車施設	-	○	-
軽貨物車、小型貨物車 (車頭番号 4,6)	乗用車用 駐車施設	恒常的な業務用荷物の 積卸し無の場合	○	-
	荷捌き用 駐車施設	恒常的な業務用荷物の 積卸し有の場合	○	○
普通貨物車、特種車 (車頭番号 1, 8, 9)	荷捌き用 駐車施設	-	○	○
バス、マイクロバス (車頭番号 2)	観光バス用 駐車施設	-	▲ (地域貢献策で検討)	-
自動二輪車(50CC 超) ※50CC 以下（原動機付自 転車）は検討の対象外	自動二輪車 用駐車施設	-	▲ (地域貢献策で検討)	-